

長崎県病床機能分化・連携推進事業実施要領

1. 概要

地域医療構想の実現に向けて、不足する医療機能への転換等、病床機能の分化・連携を推進するための施設及び設備の整備を行う病院、診療所に対し、必要な経費の一部を支援する。

2. 補助の対象となる者

長崎県内に立地する病院・診療所の開設者

3. 補助の対象となる費用

(1) 不足する病床への転換に要する経費

施設整備費

地域医療構想の実現に向けて、不足する医療機能への転換等、病床機能の分化・連携を推進するために必要な新築・増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費（土地の取得や設計その他工事の事務に要する費用等は除く）

- ・既存の病床機能を転換して、回復期病床（回復期リハビリテーション病棟・地域包括ケア病棟及び県が適当と認めるもの）を整備するもの。
- ・地域医療構想調整会議の協議結果に基づいて、地域医療構想の実現に向けた病床機能の分化・連携を行うもの。

設備整備費

地域医療構想の実現に向けて、不足する医療機能への転換等、病床機能の分化・連携を推進するために必要な設備の整備費

- ・既存の病床機能を転換して、回復期病床（回復期リハビリテーション病棟・地域包括ケア病棟及び県が適当と認めるもの）を整備するもの。
- ・地域医療構想調整会議の協議結果に基づいて、地域医療構想の実現に向けた病床機能の分化・連携を行うもの。

(2) 過剰な病床を削減し、他用途へ変更するために要する経費

施設整備費

地域医療構想の実現に向けた病床削減に伴い、新たな取り組みを実施（病室を他用途へ変更）するために必要な増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費（土地の取得や設計その他工事の事務に要する費用等は除く）

- ・回復期病床を削減し他用途へ変更する場合、及び医療機関の廃止（廃業）のため病床を削減し他用途へ変更する場合は補助の対象とならない。
- ・介護保険制度に係る施設等に変更する場合は、介護保険者（市町等）と協議し了解を得ること。

設備整備費

地域医療構想の実現に向けた病床削減に伴い、新たな取り組みを実施（病室を他用途へ変更）するために必要な設備の整備費

- ・回復期病床を削減し他用途へ変更する場合、及び医療機関の廃止（廃業）のため病床を削減し他用途へ変更する場合は補助の対象とならない。
- ・介護保険制度に係る施設等に変更する場合は、介護保険者（市町等）と協議し了解を得ること。

（３）再編統合等の計画策定にあたって必要となる経費

医療機関の再編統合（ダウンサイジング・機能の転換・分化・連携・集約化）等を実施するための計画策定等に必要となる経費

4．補助の条件等

- （１）回復期病床への転換は、既に回復期病床に転換済みの場合は対象としない。
- （２）原則として、交付申請年度内に事業を完了することとする。ただし、施設整備において、事前の計画に基づき複数年度に渡る場合は、出来高に応じて補助する。
- （３）回復期病床として、回復期リハビリテーション病棟（病床）・地域包括ケア病棟（病床）以外の病棟（病床）を整備する場合、補助にあたっては、医療法第30条の14に規定する地域医療構想調整会議における承認を必要とする。
- （４）限られた予算を効果的に配分する観点から、原則として地域医療構想調整会議において必要性を協議したうえで補助を行う。この場合において、対象医療機関の説明や資料の提出を求める場合がある。

5．補助基準額

（１）不足する病床への転換に要する経費

施設整備費

新築・増築 整備する回復期病床1床あたり 5,500千円

改築・改修 整備する回復期病床1床あたり 3,841千円

ただし、30床を上限とする。

設備整備費

医療機関あたり 10,800千円

補助対象の工事費又は工事請負費及び備品購入費が基準額を下回る場合は、当該工事費又は工事請負費及び備品購入費を基準額とする。

（２）過剰な病床を削減し、他用途へ変更するために要する経費

施設整備費

増築 削減する急性期・慢性期病床等1床あたり 5,500千円

改築・改修 削減する急性期・慢性期病床等1床あたり 3,841千円

ただし、30床を上限とする。

設備整備費

医療機関あたり 10,800千円

補助対象の工事費又は工事請負費及び備品購入費が基準額を下回る場合は、当該工事費又は工事請負費及び備品購入費を基準額とする。

(3) 再編統合等の計画策定にあたって必要となる経費

再編統合等にかかるコンサルタント業務委託費、病院間協議にかかる費用等
医療機関あたり 2,000千円

6. 補助率

(1) 不足する病床への転換に要する経費

2分の1

(2) 過剰な病床を削減し、他用途へ変更するために要する経費

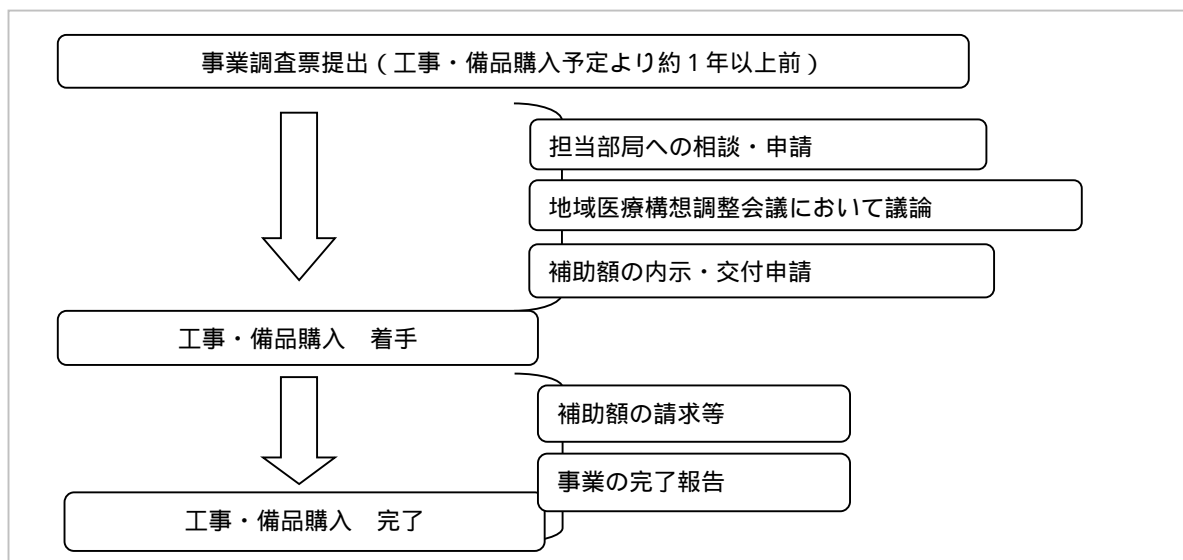
2分の1

(3) 再編統合等の計画策定に当たって必要となる経費

定額(2,000千円上限)

7. 補助額の計算例等

(1) 標準スケジュール



(2) 補助額計算例

急性期病床を回復期病床に20床転換するため、病棟を改築。リハビリテーション用医療機器等を購入。必要な事業費の内訳は、施設整備費90,000千円、設備整備費8,000千円とする。

・施設整備補助金

補助基準額 $20\text{床} \times 3,841\text{千円} = 76,820\text{千円}$

事業費との比較 $90,000\text{千円} > 76,820\text{千円}$ (補助基準額を採用)

補助額 $76,820\text{千円} \times 1/2 = 38,410\text{千円}$

・設備整備補助金

事業費との比較 $8,000\text{千円} < 10,800\text{千円}$ (事業費を採用)

補助額 $8,000\text{千円} \times 1/2 = 4,000\text{千円}$

・補助額合計

$38,410\text{千円} + 4,000\text{千円} = 42,410\text{千円}$

